

# 令和2年度の算定基礎届は 7月1日(水)～10日(金)まで に提出してください

★(提出日が指定されている事業所はその日にご提出ください)

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の「標準報酬月額」を、実際に受けた報酬に合わせて毎年9月に決定し直します。

決定し直された「標準報酬月額」は、原則9月～翌年8月までの1年間固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

事業主の方は、7月1日現在で使用している全被保険者(※)について、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、7月1日～10日(または指定された日)に提出してください。6月下旬に、あらかじめ被保険者の氏名などが登録された届出用紙または電子媒体(CD・DVD等)が日本年金機構より送付されますので、期限内のご提出をお願いします。

※提出する年の6月1日以降に資格取得された方など、一部の方については今年度の算定基礎届の対象外です。

## 「賞与支払届」はすみやかに 提出してください



被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を事務センターに郵送することになっています。(管轄の年金事務所の窓口でも提出は可能です)

登録されている賞与支払予定月の前月に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届出用紙が日本年金機構より送付されますので、支払年月日や支給額などを記入し提出してください。

なお、登録されている賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」の提出は必要です。

また、「賞与支払届」は届出用紙による届出のほか、電子媒体(CD・DVD等)による提出や電子申請もご利用いただけます。

### 対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下支給のものをいいます。年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象です。

また、労働の対償とみなされない結婚祝金、病気見舞金等は対象外です。

詳しくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

皆さまの  
取り組みで  
保険料率が  
変わる！

# インセンティブ制度について

## インセンティブ制度とは…



加入者および事業主の皆さまの取り組み（5つの評価指標）に応じてインセンティブ（報奨金）が付与され、都道府県支部ごとの保険料率に反映される制度です。

当該年度の取り組みは翌々年度の保険料率に反映されます。

## どう評価するの？



各支部の評価指標の実績に応じて得点がつけられます。その得点をランキングづけし、47都道府県支部上位23支部に該当した支部に報奨金を充てることにより、保険料率を引き下げます。

### 5つの評価指標

#### 1 特定健診等の受診率

#### 事業主

●協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。  
\*協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の場合は、健診結果データを協会けんぽへご提出ください。

#### 加入者

●協会けんぽの健診を毎年必ず受診しましょう。

#### 2 特定保健指導（※1）の実施率

（※1）健診結果で生活改善が必要とされた方へ協会けんぽの保健師・管理栄養士等が行う健康サポートです。

#### 事業主

●勤務シフトの調整や場所の配慮など、特定保健指導対象の方が受けやすい環境構築へのご協力をお願いします。

#### 健診結果で「生活改善が必要」とされた方

●協会けんぽの特定保健指導を活用しましょう。

#### 3 特定保健指導対象者の減少率

#### 特定保健指導を受けている方

●保健師等と相談しながら、最後まで継続しましょう。

#### 加入者

●日ごろから自身の身体を大切にして、健康を維持しましょう。

#### 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

#### 受診勧奨のご案内が届いた方

●ご案内が届き次第、早急に医療機関に受診しましょう。

#### 5 後発医薬品の使用割合



#### 加入者

●お薬が処方される場合は、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご利用ください。

詳細は協会けんぽホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

### 全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

協会けんぽ 大阪

検索

電話 ● 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 ● 8:30~17:15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

# 労務事務講習会

事業所の事務担当者の方を対象に講習会を開催します

まずは、協会ホームページ上に開催の可否を令和2年7月20日(月)午後に掲載いたします。それをご覧のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。なお、7月28日に予定しておりました「社会保険事務説明会」は中止とさせていただきます。

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

●テーマ・日程等 **【労働・社会保険の実務】** 令和2年8月25日(火)・8月31日(月)・9月3日(木)・9月8日(火)・9月11日(金)

～入社時・在職中・退職時の手続き～

※1事業所1名様のお申し込みになります。いずれかの日程をお選びください。

<開催場所> ●大阪府社会福祉会館(大阪府中央区谷町7-4-15)

<開催時間> 14時30分～16時30分(2時間)

※変更あり。ご注意ください。

<定員> 各回75名

(定員数を減らし、回数を増やしております)

●参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

●参加費用 会員事業所の被保険者 **無料**  
非会員事業所の被保険者 **3,500円/1テーマ1名**

(この講習会から入会希望の方は、無料となります)

非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。

◆申込手順について(下記の手順となります)

①まず、協会ホームページにて開催の可否を掲載いたしますのでご確認ください。

**掲載日：令和2年7月20日(月)午後以降に掲載**

②開催の場合、下記内容でお申し込みください。

●申込期間 令和2年7月20日(月)より

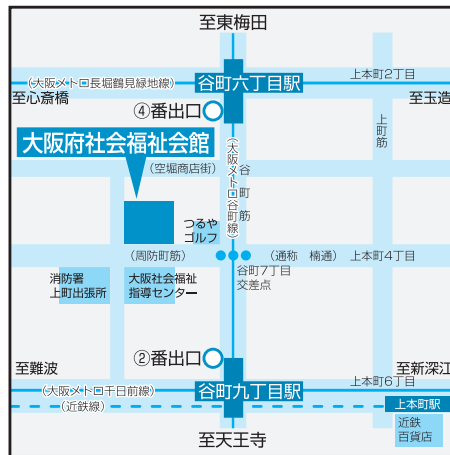
●申込締切 ①8/25(火)・8/31(月)・9/3(木)開催分 **8月3日(月)必着**

②9/8(火)・9/11(金)開催分 **8月11日(火)必着**

●申込方法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書 (イ) 宛先を明記した返信用はがき

(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

定員を超える申し込みがあった場合は、**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。



▶大阪メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線  
「谷町六丁目駅」4番出口  
(谷町筋を南に280m)

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

キリトリ線

## 労務事務講習会 参加申込書

事業所名称				会員番号( 2 - - )
非会員の方の入会希望	ある ・ ない	連絡担当者名	非会員 ・ 不明	
事業所所在地	〒 - -			
電話番号	( )			
テーマ	開催日	参加者氏名 (ふりがな)		男・女
労働・社会保険の実務	月 日 ( )			

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 年金事務所一覧表

名称	所在地	TEL	管轄区域	
		FAX	厚生年金保険	国民年金
大手前	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2の1の30(船場ダイヤモンドビル)	TEL.6271-7301 FAX.6261-8738	都島区・中央区・浪速区・東成区 生野区・旭区・城東区・鶴見区	都島区・中央区
今里	〒537-0014 大阪市東成区大今里西2の1の8	TEL.6972-0161 FAX.6971-4138		東成区・生野区
天満	〒530-0041 大阪市北区天神橋4の1の15	TEL.6356-5511 FAX.6356-5538	北区 (淀川管内地域を除く)	北区
淀川	〒532-8540 大阪市淀川区西中島4の1の1(日清食品ビル)	TEL.6305-1881 FAX.6305-4838	東淀川区・北区の一部(大淀北 1丁目ほか41地域)・淀川区	東淀川区・淀川区
福島	〒553-8585 大阪市福島区福島8の12の6	TEL.6458-1855 FAX.6458-3838	福島区・西淀川区	福島区・西淀川区
堀江	〒550-0014 大阪市西区北堀江3の10の1	TEL.6531-5241 FAX.6531-0838	西区	西区・大正区
天王寺	〒543-8588 大阪市天王寺区悲田院町7の6	TEL.6772-7531 FAX.6772-3338	天王寺区・阿倍野区 富田林市・河内長野市 松原市・羽曳野市 藤井寺市・大阪狭山市 南河内郡	天王寺区・阿倍野区 富田林市・河内長野市 松原市・羽曳野市 藤井寺市・大阪狭山市 南河内郡
貝塚	〒597-8686 貝塚市海塚305の1	TEL.(072)431-1122 FAX.(072)431-3038	貝塚市・岸和田市 泉佐野市・泉南市 阪南市・泉南郡	貝塚市・岸和田市 泉佐野市・泉南市 阪南市・泉南郡
難波	〒556-8585 大阪市浪速区敷津東1の6の16	TEL.6633-1231 FAX.6633-0638		浪速区
城東	〒536-8511 大阪市城東区中央1の8の19	TEL.6932-1161 FAX.6931-4738		旭区・城東区・鶴見区
東大阪	〒577-8554 東大阪市永和1の15の14	TEL.6722-6001 FAX.6725-0838	東大阪市	東大阪市
吹田	〒564-8564 吹田市片山町2の1の18	TEL.6821-2401 FAX.6821-3838	吹田市・高槻市 茨木市・摂津市 三島郡	吹田市・高槻市 茨木市・摂津市 三島郡
守口	〒570-0083 守口市京阪本通2の5の5 守口市役所内7階	TEL.6992-3031 FAX.6992-6038	守口市・大東市 門真市	守口市・大東市 門真市
市岡	〒552-0003 大阪市港区磯路3の25の17	TEL.6571-5031 FAX.6571-6238	港区・大正区・此花区	港区・此花区
玉出	〒559-8560 大阪市住之江区新北島1の2の1(オスカードリーム4階)	TEL.6682-3311 FAX.6682-4638	西成区・住吉区 住之江区	西成区・住吉区 住之江区
平野	〒547-8588 大阪市平野区喜連西6の2の78	TEL.6705-0331 FAX.6797-6638	東住吉区・平野区	東住吉区・平野区
八尾	〒581-8501 八尾市桜ヶ丘1の65	TEL.(072)996-7711 FAX.(072)996-7838	八尾市・柏原市	八尾市・柏原市
豊中	〒560-8560 豊中市岡上の町4の3の40	TEL.6848-6831 FAX.6854-3638	豊中市・池田市 箕面市・豊能郡	豊中市・池田市 箕面市・豊能郡
枚方	〒573-1191 枚方市新町2の2の8	TEL.(072)846-5011 FAX.(072)846-2638	枚方市・寝屋川市 四條畷市・交野市	枚方市・寝屋川市 四條畷市・交野市
堺東	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2の23	TEL.(072)238-5101 FAX.(072)221-1238	堺市(堺区・中区・東区・ 南区・北区・美原区)	堺市(全区)
堺西	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西4の2の18	TEL.(072)243-7900 FAX.(072)280-6901	堺市(西区)・泉大津市・ 和泉市・高石市・泉北郡	泉大津市・和泉市 高石市・泉北郡

## 全国健康保険協会 大阪支部

所在地	〒550-8510 大阪市西区靱本町1の11の7(信濃橋三井ビル6階)	TEL.7711-4300 FAX.7711-4610	健康保険管轄区域 大阪府下全域
-----	--	--------------------------------	--------------------

一般財団法人 **大阪府社会保険協会**

☎550-0003 大阪市西区京町堀1丁目3番13号 辰巳ビル2階  
☎06-6445-3013 FAX 06-6445-3019  
<https://www.osaka-shahokyo.or.jp/>